

予防行政について

背景

平成 19 年度総務省重点施策「Ⅵ. 国民の安心・安全の確保」において、火災予防対策に関し、「防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討する」こととしている。

このため、本年 7 月から「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、防火対象物の火災予防対策について幅広く検討を行っている。検討会では、主な課題として次の 4 点を取りあげ、それぞれについて当該要因やこれまでの取組みを整理し、その対応の考え方について検討を進めてきたところである。

- ① 大規模化等の変化が進む防火対象物における安全管理と自衛消防力
- ② 防火対象物の安全・安心に関する確認体制と透明性の確保
- ③ 出火・拡大の実態に応じた効果的な火災危険の低減
- ④ 統計データや社会情勢等の予防行政への戦略的な反映の仕組み

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

【現状と課題】

- 近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の可能性が高まっており、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。

しかしながら、事業所における防災計画の作成や訓練の実施等は、現状において行われていないか、内容が不十分なところが多い。実際の災害でも、例えば平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震において、エレベータ停止時の避難手段の確保や閉じ込められた利用者の救出等をめぐり多くの防火対象物で混乱が生じ、消防機関も対応に追われることとなるなど、対策の不備が多く見られるところである。

震災時には、火災と異なる対応が必要となるとともに、当該地域で同時多発的に火災や倒壊建物からの救出事案が発生すると考えられることから、事業所における自助体制の確立が急務となっている。

- また、防火対象物の大規模・高層化等の高度利用が急激に進展しており、不特定多数が利用する大規模・高層化された防火対象物が増加している。このような防火対象物では、地上とのアクセスが構造上大きく制限されること、避難時の移動距離が非常に長くなること、群集心理によりパニックを生じやすいこと等から、適切な対策が施されていない場合の消防防災上のリスクは極めて大きいと考えられる。

このような大規模・高層の防火対象物では、災害時における消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護について、より高度・複雑な対応が必要となるが、事業所の組織体制や活動計画にはなお未整備の部分が多い。

- なお、これらの制度的な背景として、大規模地震等の発生時における避難誘導や応急対策等の計画を定めることとされていないこと、災害時の初動対応を行う自衛消防組織の設置は各事業所の自主的取組みに委ねられていることがあげられる。

【論点】

不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の防火対象物については、消防防災上のリスクに伴う社会公共への責任の観点から、管理権原者の責務として、大規模地震等に対応した計画作成とともに、自衛消防力を共通的に確保することが必要ではないか。

- ① 大規模地震等に対応した消防計画の作成
- ② 自衛消防組織の設置

「予防行政のあり方について」に関する参考資料

【本文関係資料】

- 「予防行政のあり方に関する検討会」の検討状況について P1～P2
- 大規模地震への事業所の対応状況等 P3
- 防火対象物における急激な環境変化の状況 P4
- 大規模地震に対応した自衛消防力の確保（イメージ） P5

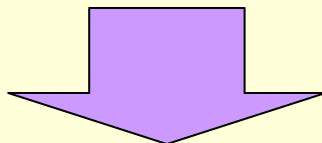
【制度概要関係資料】

- 予防行政の沿革
 - ・ 予防行政の沿革 P6～P9
 - ・ 消防法令改正年表 P10～P13
 - ・ 法令改正の契機となった火災一覧 P14～P18
- 消防法に基づく防火対象物における安全対策の概要
 - ・ 防火対象物における火災の予防 P19～P24
 - ・ 耐火建物における火災進展フェーズと建物防火安全対策 P25
 - ・ 消防法に基づく確認体制 P26
 - ・ 防火対象物の使用開始までの確認体制 P27
 - ・ 防火対象物の使用開始以降の確認体制 P28
 - ・ 消防法における命令等の体系 P29～P30

「予防行政のあり方に関する検討会」の検討状況について

背景

平成19年度総務省重点施策「VI. 国民の安心・安全の確保」において、火災予防対策に関し、「防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討する」こととしている。



検討の状況

本年7月から「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、建築物の火災予防対策について幅広く検討を行っているところである。

本検討会はこれまで5回開催し、今般、中間報告をとりまとめたところである。

本検討会における主な論点は別紙のとおり。

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

近年、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されている中で、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。

現状と課題

消防法により、一定の利用者がいる事業所の管理権原者*は、防火管理者を選任し、防火上必要な事項を定める消防計画の作成、同計画に基づく消火・通報・避難の訓練などの防火管理業務を行わせなければならないこととされている。

* 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。所有者や借受人等が該当する。

事業所において、大規模地震などの発生時の避難誘導や応急対策等の計画を定めることとされていない。

災害時の初動対応を行う自衛消防組織については規定がなく、その設置は各事業所の自主的取組みに委ねられている。

対応の考え方

不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建築物について、次の措置を講ずる必要があるのではないか。

(1)大規模地震等に対応した消防計画

消防計画において、大規模地震などの発生時の対処について定めることとする必要がある。

(2)自衛消防組織の設置

管理権原者が自衛消防組織を設置することとする必要がある。

<大規模地震等への対応事項> (イメージ)

- 避難誘導～救出救護
- エレベータ停止に伴う対応（閉込め事案等）
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害発生への対応 等

大規模地震への事業所の対応状況等

【学会からの提言】

平成15年9月十勝沖地震を契機に、土木学会と日本建築学会において「巨大地震対応共同研究連絡会」が設立され、平成18年11月に共同提言がとりまとめられた。

海溝型巨大地震による長周期地震と土木・建築構造物の耐震性向上に関する共同提言

大規模建築物においては避難等の安全性の確保に向けた地震時の避難計画が明示されなければならない。

○高層建物における全館一斉避難の手段確保

○在館者への安心情報及び避難誘導情報の提供

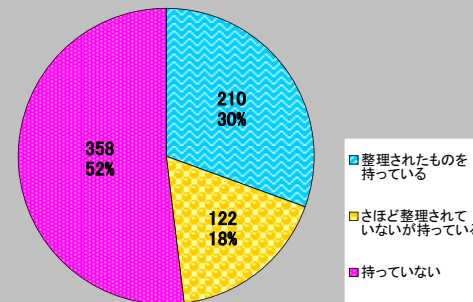
【企業防災に関する調査結果の例】

出典：関西経済連合会「企業の事業継続計画に関する調査」

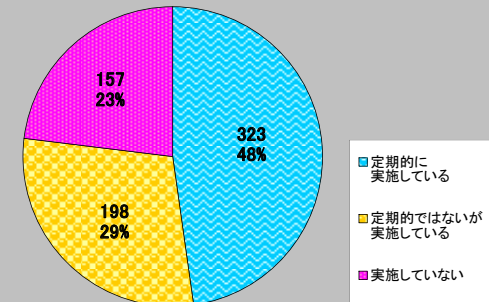
調査時期：平成17年11月～12月

調査対象：アンケート送付数 2,525社 / 回答企業数 707社（回答率 28%）

事業所における防災計画の保有状況



事業所における防災訓練の実施状況



【最近の地震で見られた問題点】

- 阪神・淡路大震災（平成 7年1月）→ ビルの全部又は一部損壊、避難施設や消防設備の損壊（防火戸の枠変形・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ破損等）が多数発生
- 福岡県西方沖地震（平成17年3月）→ 避難誘導の未実施により一部エレベータに利用者が殺到するケースが発生
- 千葉県北西部地震（平成17年7月）→ エレベータの閉じ込め事案が多発、利用者救出の際に多くの建築物で混乱

首都圏直下型などの大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況であるにもかかわらず地震を想定した建築物の防災体制は不十分であり、特に不特定多数の者が利用する大規模建築物における防災体制の構築は喫緊の課題

地震発生時の応急活動に必要な組織・体制が十分整っていない

地震発生時の応急活動に関する計画・マニュアルは未作成の建築物が多い

利用者の避難誘導などの定期的な防災訓練も未実施の建築物が多い

一応の整備がされている建築物でも、内容が抽象的であるなど、実態は不十分

- 避難誘導～救出・救護
- エレベータ停止に伴う対応（閉じ込め事案等）
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害発生への対応 等

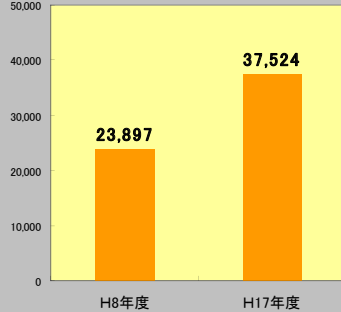
防火対象物における急激な環境変化の状況

防火対象物の大規模・高層化の進展

全国の高層建築物(高さ31m超)は、10年間で1.5倍以上増加

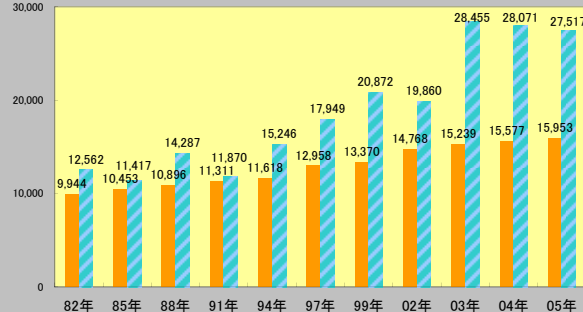
ショッピングセンターやシネマコンプレックスなど新たな大型施設が急増

高層建築物の推移



出典:防火対象物実態調査

ショッピングセンター面積の推移

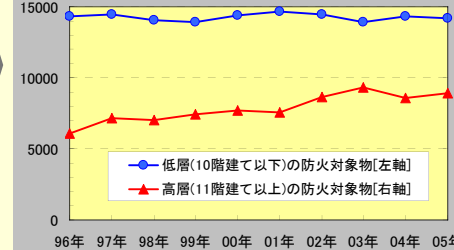


出典:(財)日本ショッピングセンター協会「SC白書2006」

建物規模に応じて、火災等につながる不具合等が発生する頻度も増加

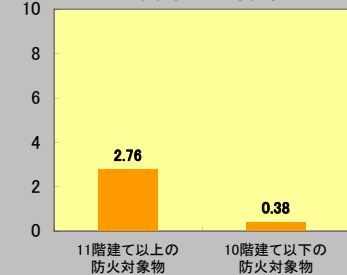
→自衛消防組織の活動が必要な機会も増加

火災件数の推移



出典:平成8年~17年火災報告

建物100件当たりの年間出火件数

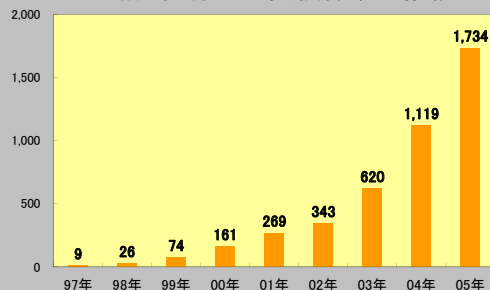


出典:平成17年火災報告

防火対象物における管理形態等の変化

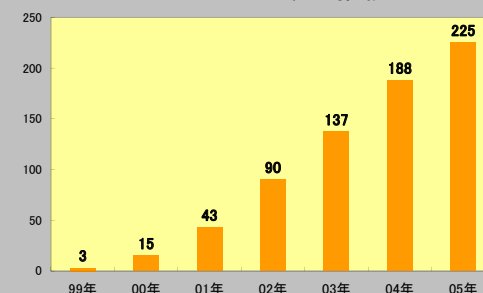
不動産証券化、PFIなど、従来とは異なる権利関係に基づき管理が行われる施設が増加。また、防災を含め業務の外部委託が進行

不動産証券化の実績件数の推移



出典:国土交通省「平成17年度不動産の証券化実態調査」

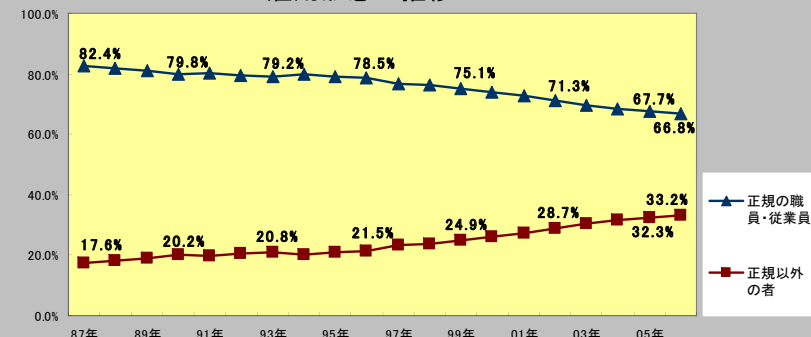
PFIプロジェクト数の推移



出典:内閣府PFI推進委員会資料 平成17年12月31日調べ

雇用形態として正規の職員・従業員の比率は年々低下

雇用形態の推移



出典:総務省統計局「労働力調査」

これら防火対象物における環境変化の影響として、安全管理や災害時の応急対策について、人的対応の不備に伴う潜在危険性を増大させるおそれ

大規模地震に対応した自衛消防力の確保（イメージ）

近年、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているとともに、防火対象物の大規模・高層化等の高度利用が急激に進展

→ 消防防災上のリスクに伴う社会公共への責任の観点から、管理権原者の責務として、大規模地震等に対応した計画作成とともに、自衛消防力を共通的に確保することが必要と考えられる

対応の考え方

1 大規模地震等に対応した消防計画の作成

『対応事項』の例

避難誘導～救出救護

エレベータ停止に伴う対応（閉込め事案等）

避難施設や消防設備の損壊への対応

停電、断水、通信障害、交通障害等への対応

同時多発的な被害発生への対応

等

2 自衛消防組織の設置

業務

防火対象物における火災又は地震等の災害による被害を軽減するための消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護等の応急活動

編成イメージ

応急活動上必要な人員及び装備をもって編成

定期的に講習を受けている資格者のうちから、自衛消防隊長及びこれを補佐する者を定める

自衛消防組織全体の指揮命令を統括する防災センター機能を確保し、各隊員の活動資機材を装備

予防行政の沿革

※財団法人消防科学総合センターHP「消防防災博物館」
(<http://www.bousaihaku.com/>)に基づき一部追加・編集

<自治体消防の発足>

(1) 昭和10年代の消防体制

ア 公設消防

昭和時代に入り、都市への人口集中により都市の火災発生危険が高まり、また国際情勢の変転、非常時局の切迫、国防上の重要都市の消防体制の強化を図る目的で、次に示す各都市に順次、東京と同じ公設消防署が設置されていった。

この結果、戦時中における公設消防署設置都市は36都市に及び、人員も増大して総数3万人を超えるに至ったが、太平洋戦争の終結に伴い、すべて平時体制へ切り替えられ、消防も1万人近い人員整理（行政整理）が行われた。しかし、各府県とも比較的戦災を受けない近接都市を知事の職権で消防署管轄区域に編入させ、新消防制度発足までに消防署設置都市の数は57都市に増大した。

イ 警防団

昭和12年防空法制定を機に防護団と消防組の統一を図ることとなり、内務省は昭和14年1月25日勅令第20号をもって「警防団令」を公布し、同年4月1日から施行された。これにより、新たに民間防空群の主軸として警防団が発足した。

(2) 自治体消防の創設

戦後、総司令部公安課長ハリー・E・プリアム大佐は、アメリカから元ニューヨーク市警察局長ルイス・J・バレンタインを団長とする都市警察改革企画団、及びミシガン州警察部長オスカー・G・オランダを委員長とするオスカー地方警察企画委員会の二つの調査団を招き、わが国の警察制度の改革に関する調査を行わせた。両調査団は、消防を警察から分離すべきことを報告書の中で強く勧告した。

この報告書が契機となって、政府は昭和21年10月に「警察制度審議会」を設置するなどして調査審議を行った。

その後、昭和22年9月16日にマッカーサー元帥から片山内閣あての書簡で、警察制度改革に関する最高方針が下された。覚書の基本的方針は、警察を地方分権化し、人口5,000人以上の市町に自治体警察を設置させること、及び警察は警察本来の犯罪捜査等に専心し、その他の行政事務は、あげて他の各省に委譲し、かつできるだけ地方自治体をして所掌せしめること等であった。これに基づいて9月27日、「警察立法に関する件」の覚書が政府に通知されたことに伴い、消防は警察から完全に分離して独立することとなったのである。

昭和22年12月23日、消防組織法（法律第226号）が公布され、翌23年3月7日から施行された。ここに消防は、市町村がその責任においてすべて管理する自治体消防へ移行し、それに際して新生消防は、予防行政という新しい使命を担うこととなった。

1 昭和20年代

(1) 消防法の制定

新生消防は、それまでの火消しの消防から脱却して、新たに火災予防に力を注ぐこととした。近代消防は、火災を鎮圧して終了というのではなく、いかに火災を発生させないか。火災の後に消防が出てくるのではなく、火災の前にも消防が存在すべきだと考えたのである。よって、昭和23年7月24日公布された消防法は、特に火災予防を重視したものとなった。同法の制定により、これまで事実行為としか認められなかった行為に法的裏づけがなされたにとどまらず、従前の警察にはなかった予防行政上の新たな権限が広く消防に与えられたのである。

すなわち、消防法において、「火災の予防のための措置」「建築同意」「危険物の規制に関する事項」「消防の設備等」「火災の調査」などが規定され、ここに火災予防に関する制度は、初めて体系的なものとして確立され、自治体消防の内容を豊富にしていたのである。

(2) 火災予防運動

火災予防は、消防に権限が与えられればそれで事足りるというものではなく、国民一人ひとりに火災予防に対する意識の向上がなくては実現不可能である。そこで国家消防本部（昭和27年国家消防庁を改称）は、防火思想の向上を目的に、春秋2回にわたって全国統一火災予防運動を実施することとし、昭和28年秋から実施した。

2 昭和30年代

(1) 消防用設備等に関する政令基準化

昭和30年代に入って劇場、飲食店、映画館、旅館、学校、病院等の火災により、多数の犠牲者が発生した。消火設備、警報設備、避難設備など消防用設備等については、法律で設置・維持義務が規定されていたものの、技術基準については市町村条例に委任されていたことから、その実効性を確保すべく、昭和35年の消防法改正により、その政令基準化が図られた。これを受け、翌36年に消防法施行令が制定され、全国統一的な設置・維持が図られることとなった。

* これに先んじて、同様の事情により危険物保安についても昭和34年に政令基準化が図られている。

(2) 防火管理者制度の導入

昭和35年の法改正により、従来の防火責任者制度を防火管理者制度に改め、防火管理者を置かなければならない対象物の範囲、防火管理者の果たすべき業務内容について拡大が図られた。

(3) 消防用機械器具等に関する義務検定制度の導入

昭和38年には、それまで任意であった消防用機械器具等の検定を義務制とし、新たに日本消防検定協会が設立された。これに伴い、検定業務は消防研究所から同協会へと移行した。

3 昭和40年代

(1) 消防設備士制度の創設

昭和30年代後半から、不特定多数の者を収容する防火対象物において火災が発生し、いざ消防用設備等を使用しようとしても活用できない設置の仕方であったり、十分に機能しないため被害が拡大するという事例が多数みられるようになった。このため、昭和40年の消防法改正により消防設備士制度が創設され、防火対象物に設置が義務づけられている消防用設備等のうち一定のものに関する工事・整備を消防設備士に行なわせることが義務づけられた。

(2) 共同防火管理制度の創設

昭和43年の消防法改正により、管理系統の分かれる高層建築物、地下街及び地階を除く階数が5以上の複合用途防火対象物においては、共同して防火管理を行わなければならないこととされた。

(3) 防災規制の導入

昭和43年の消防法改正により、高層建築物、地下街及び不特定多数の者を収容する施設においては、火災を拡大させないためカーテン、幕類を防災性能を有する物を使用しなければならないこととされた。

(4) 既存の特定防火対象物に係る消防設備基準の遡及適用

昭和47年の大阪市千日デパートビル火災、昭和48年の熊本市大洋デパート火災など惨事が続発したことから、昭和49年に消防法の改正が行われ、これまで改正後の技術基準が原則として適用されないこととなっていた既存防火対象物におけるスプリンクラー設備等の設置・維持についても、百貨店、旅館、病院等の特定防火対象物にあたっては、遡及適用されることとなった。

(5) 消防設備点検制度・同資格者制度の創設

昭和49年の消防法改正により、消防用設備等に関する点検報告制度が創設されるとともに、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者による点検報告が義務づけられた。

4 昭和50年代

(1) 適マーク制度の運用

昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災や昭和57年2月に発生したホテル・ニュージャパン火災を契機として、昭和56年度から多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、措置命令に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が全国的に運用されることとなった。昭和58年度からは、同制度の対象範囲が劇場や百貨店等にも拡大された。

(2) 準地下街の導入等

昭和55年の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故を教訓に、昭和56年の消防法施

行令の改正により、一定規模以上の地下街についてはガス漏れ火災警報設備の設置が義務づけられるとともに、令別表第1の用途区分に新たに「準地下街」が追加され、地下街に準ずる防火安全対策が義務づけられることとなった。

6 昭和60年代～平成初期

昭和62年の松寿園火災を踏まえ、社会福祉施設等のうち自力避難困難者が多数存するものについて、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置対象が拡大された。同じく、平成2年の長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店舗等について、スプリンクラー設備の設置対象が拡大された。

7 平成10年以降

(1) 新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた安全管理の徹底等

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、平成14年に消防法改正が行われ、防火対象物における安全管理及び消防機関による違反是正の徹底が図られた。

- 防火対象物点検報告・同特例認定制度の創設
→ 当該適合表示制度の導入に伴う「適マーク」の廃止
- 避難上必要な施設（廊下、階段、避難口等）の管理義務づけ
- 消防機関による立入検査権限の強化
- 命令・罰則の強化等（物件除去命令等の創設、消防吏員への命令権限の付与、命令を発した場合の公示義務づけ、罰則の強化）

(2) 消防用設備等の技術基準に関する性能規定化

新技術の円滑な導入等の観点から、消防用設備等の技術基準に関する性能規定化を図るため、平成15年に消防法の改正が行われ、従来の消防用設備等に代えて新たな特殊消防用設備等を用いる場合の規定の整備が図られた。

(3) 住宅用火災警報器の設置義務化

近年、住宅火災による死者が増えており、今後の高齢化の進展に伴い更に増加することが懸念されること等から、米英において死者低減に大きな効果が認められた住宅用火災警報器について、平成16年の消防法改正により、住宅への設置・維持が義務づけられた。

883 消防法令改正年表

(一) 消防法 (昭和二十三年法律第八十六号)

公布年月日	法律番号	関係法律	備考
二四・六・四	一九三	水防法	水災を消防法から除外
二五・五・一七	一八六	消防法の一部を改正する法律	① 立入検査権の拡充強化 ② 危険物の追加及び規制対象限度量の法律事項化 ③ 国家消防庁による規格検定品目の拡充 ④ 市町村長による火災警報発令機発動の要件緩和 ⑤ 消防自動車サイレン使用及び速度制限を改正 ⑥ 消火活動について実際に即座するよう改正 ⑦ 火災原因調査に関する規定の整備
二五・五・二四	二〇一	建築基準法	建築基準法の制定に伴い、第七条の規定を整備
二七・七・三一	二五八	消防組織法の一部を改正する法律	「国家消防庁」を「国家消防本部」に改正
二七・八・一	二九三	消防法の一部を改正する法律	災害備償の規定を追加
二九・六・八	一六三	警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	第二十八条、第三十五条の二及び第三十五条の三の一部を改正し、「警察官吏」を削除
三一・五・二二	一〇七	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	災害備償を政令で定める基準により行わなければならないものとしたこと
三一・六・一一	一四一	運輸省設置法の一部を改正する法律	気象庁設置に伴い、第二十二条第一項を改正
三四・四・一	八六	消防法の一部を改正する法律	① 危険物の規制に関する実施規定の法制化

消防法令改正年表 884

三四・四・二四	一五六	建築基準法の一部を改正する法律	② 消防本部及び消防署を置かない市町村における危険物規制事務を都道府県知事に行わせることとしたこと
三五・六・三〇	一一三	自治庁設置法の一部を改正する法律	③ 危険物取扱主任者及び映写技術者の試験及び免状についての規定の整備
三五・七・二	一一七	消防法の一部を改正する法律	建築基準法の改正に伴い、第七条第二項の規定を整備 「国家消防本部」を「消防庁」に改正
三六・六・一七	一四五	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	① 防火管理者制度の整備
三七・五・一六	一四〇	行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	② 火災危険の著しい物品の技術基準を市町村条例で定めることとしたこと
三七・九・二五	一六一	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	③ 消防用設備等の技術基準を政令で定めることとし、付加条例の根拠規定を整備 第十三条の三に高等専門学校を追加
三八・四・二五	八八	消防法の一部を改正する法律	第六条の改正 第五條の二を追加 ① 映画の上映に関する規制の緩和 ② 消防用機械器具等の義務検定制度の確立と日本消防検定協会の設立 ③ 立入検査時の質問に関する明文規定の整備 ④ 救急業務の法制化

三八・四・一五	四〇・五・一四	九〇	道路交通法の一部を改正する法律	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	第二十六條の一部改正
四二・七・二五	四三・六・一〇	八〇	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	①危険物の規制について、仮貯蔵又は仮取扱いを消防長又は消防署長の承認事項とし、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類又は限度数量の差支の届出制を導入する等、強化及び合理化を図ったこと
四五・六・一	四六・六・一	一一二	許可、認可等の整理に関する法律	消防法の一部を改正する法律	②消防設備士制度の導入
四六・六・二	四六・二二・一一	九八	道路交通法の一部を改正する法律	消防法の一部を改正する法律	③屋外における火災予防の強化、予防監視の対象範囲の拡大等
四六・二二・一一	四七・六・二三	一三〇	沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律	消防法等の一部を改正する法律	第九條の二、第三十五條の六を追加
四九・六・一		六四	消防法の一部を改正する法律	消防法の一部を改正する法律	第四條の二を改正し、第八條の二及び三、第二十三條の二、第二十五條第三項を追加
					第十五條第二項を削り、関係罰則を整理
					①防火管理及び共同防火管理に係る最正命令権を消防長又は消防署長に与えたこと
					②危険物取扱者制度の整備、危険物の品名の整理統合及び指定数量の合理化、移動タンク貯蔵所による危険物の移送の監視等の措置を講じたこと
					③救急業務の実施市町村に関し、政令による個別指定方式に改正
					第二十六條の改正
					第二十二條に沖縄気象台長を追加
					防火物品を販売する際の表示を義務化すること等により、防災規制の徹底を図ったこと
					①防火管理に係る措置命令権を消防長又は消防署長に与えたこと
					②危険物規制に関し、市町村又は都道府県の境界を越えて設置される移送取扱所の許可行政庁について規定を整備し、緊急時における製造所の使用停止命令、通報義務等の規定を整備する等所要の措置を講じたこと
					③消防用設備等に関し、地下街における設置規制を強化し、特定防火対象物における週次適用、届出検査、点検報告、再講習の義務付けの措置を講じたこと
					第十一條及び第十二條の二を改正し、第十二條の七及び第十四條の三の二を追加し、第十六條の三を改正し、第三十九條の二及び第三十九條の三を追加し、関係罰則を整理
					①危険物保安技術協会の設立
					②特定の製造所等に係る完成検査前検査の受検義務化
					③保安に関する検査の受検義務対象物の拡大
					④危険物保安技術協会への委託規定の整備
					大規模地震対策特別措置法に基く警戒宣言が発せられた場合における消防法の運用を措置
					「震災」を「障害」に改正
					都道府県における危険物取扱者試験委員を必置規制から任意設置に改正

五〇・二二・一七	五一・五・一九	八四	石油コンビナート等災害防止法	消防法の一部を改正する法律	長に与えたこと
五三・六・一五	五七・七・一六	七三	大規模地震対策特別措置法	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律	②危険物保安技術協会の設立
五七・七・二三		六六	障害に関する用語の整理に関する法律	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律	③保安に関する検査の受検義務対象物の拡大
		六九	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律	④危険物保安技術協会への委託規定の整備
					大規模地震対策特別措置法に基く警戒宣言が発せられた場合における消防法の運用を措置
					「震災」を「障害」に改正
					都道府県における危険物取扱者試験委員を必置規制から任意設置に改正

五八・五・二〇	四四	建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律	建築確認の簡素合理化に対応し、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等消防同意事務を簡素合理化
五八・一二・一〇	八三	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	危険物取扱者試験及び消防設備士試験に関し、指定試験機関制度を導入
六〇・一二・二四	一〇二	許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律	消防の用に供する機械器具等のうち、政令で定めるものについて強制検定に代えて自己認証制度を導入することとしたこと
六一・四・一五	二〇	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	①危険物保安技術協会の経営の効率化 ②日本消防検定協会の経営の効率化 ③救急業務の対象の拡大等 ④移動タンク貯蔵所に係る応急措置命令の強化拡充 ⑤市町村における消防隊の配置規定の整備
六一・一二・二六	一〇九	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律	消防設備士講習に関し、都道府県知事の他、指定市町村及び指定講習機関による講習制度を導入
六二・五・二四	五五	消防法の一部を改正する法律	①危険物の定義の明確化、判定試験の導入 ②指定数量及び指定可燃物に係る規定の整備 ③製造所等の許可取消しに係る規定の整備 ④危険物取扱者試験の受験資格要件の緩和 ⑤危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令の新設 ⑥罰金額の引上げ等

五・一一・一二	八九	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	行政手続法の施行に伴う規定の整備
六・六・二二	三七	消防法の一部を改正する法律	①甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定制度の廃止 ②消防作業に従事したものに係る補償制度の対象範囲の拡大 ③罰金額の引上げ等
一〇・六・二二	一〇〇	建築基準法の一部を改正する法律	建築基準法の一部改正に伴う指定確認検査機関の建築確認時の消防同意の義務づけ
一〇・六・二二	一〇一	学校教育法等の一部を改正する法律	学校教育法等の一部改正に伴う甲種消防設備士試験の受験要件の整備
一一・七・一六	八七	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	国の関与に関する規定の新設等機関委任事務の廃止に伴う規定の整備
一一・一二・二三	一六〇	中央省庁等改革関係法施行法	中央省庁等改革に伴う大臣名、府省名、府庁令名等に関する規定の整備
一一・一二・二三	一六三	独立行政法人消防研究所法	独立行政法人消防研究所設立に係る規定の整備
一三・七・四	九八	消防法の一部を改正する法律	①第九条の条列で定める事項の基準を政令で定めることとしたこと ②ヒドロキシルアミン等を危険物の品名に追加 ③法別表第四類の項第六号及び第七号の引火点の範囲を二五〇度未満に設定
一四・四・二六	三〇	消防法の一部を改正する法律	①立入検査の時間制限、事前通告の廃止 ②措置命令等の発動要件の明確化 ③防火対象物の定期点検報告制度の導入

消防法令改正年表

二五・六・一八	八四	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律	④避難上必要な施設等の管理の義務づけ ⑤罰金額の引上げ等 ①性能評価の導入 ②登録検定機関制度の導入
一六・六・二	六五	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律	③消防庁長官の火災原因調査権を規定 住宅用防災機器の設置維持義務を規定
一六・六・九	八四	行政事件訴訟法の一部を改正する法律	行政事件訴訟法の一部改正に伴う規定の整備
一七・三・三二	二二	所得税法等の一部を改正する法律	性能評価の手数料、登録機関の登録手数料等を登録免許税に移行
一七・七・二六	八七	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	「親会社」や「営業報告書」などの記述について規定の整備

資料3 法令改正等の契機となった火災一覧

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭25.5.17 消防法改正 22条 26.3.13 消防組織法改正 9条, 15条の7 28.7.27 消防施設強化促進法制定	昭24.2.20 能代市大火 25.4.13 熱海市大火
昭35.7.2 消防法改正 8条 34.4.24 建築基準法改正 35条, 35条の2 34.12.4 建築基準法施行令改正 128条の4第1項, 118条	昭33.2.1 東京宝塚劇場火災 <防火管理制度の整備>
昭40.5.14 消防組織法・消防法改正 ・消防組織法 24条の3 ・消防法 4条, 4条の2, 10条1項, 11条の4, 12条の2第1項, 13条, 14条, 14条の4, 16条の5	昭39.6.16 新潟地震昭和石油(株) 新潟製油所火災 39.7.14 品川区, 宝組勝島倉庫火災 <資料提出命令権及び報告徴収権の付与>
昭41.12.15 消防法施行令改正 4条第3項, 21条第2項 25条第1項	昭41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災
昭42.7.25 消防法改正 9条の2 <圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出の義務化>	昭40.10.26 西宮市, L P G タンクローリー火災 42.1.19 山形市, L P G タンク車火災

公布日・改正された法令・改正条項	発火年月日・契機となった火災
昭43.6.10 消防法改正 8条の3 <防炎規制の実施>	昭33.2.1 東京宝塚劇場火災 41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災
昭43.6.10 消防法改正 8条第1項, 8条の2 <防火管理者の業務拡大> <共同防火管理制度の発足>	昭39.12.21 豊島区, キャバレー金の扉火災 40.4.10 渋谷東急ビル火災 40.10.4 足立区, 喫茶ニューブリッジ火災 41.1.9 川崎市, 金井ビル火災 41.2.7 仙台まるしん火災 43.1.17 北九州市, 喫茶田園火災 43.3.13 有楽町ビル火災 43.3.14 豊島区, ブロンズ会館火災
昭44.1.23 建築基準法施行令改正 112条第9項, 113条第1項, 121条第3項, 123条, 129条	昭41.1.9 川崎市, 金井ビル火災 41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災 43.11.2 神戸市, 有馬温泉 池之坊満月城火災
昭44.3.10 消防法施行令改正 4条の3, 21条, 24条, 26条	昭41.3.11 群馬県, 水上温泉 菊富士ホテル火災 43.11.2 神戸市, 有馬温泉 池之坊満月城火災 44.2.5 郡山市, 磐光ホテル火災

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭45.12.2 建築基準法施行令改正 125条の2, 126条の2, 126条の4, 126条の5, 126条の6, 126条の7, 129条の13の3	昭44.2.5 郡山市, 磐光ホテル火災
昭46.6.1 消防法改正 8条第3項, 8条の2第3項 <防火管理及び共同防火管理に係る是正命令権の付与>	昭45.9.10 宇都宮市, 福田屋百貨店火災 45.12.26 水戸市, 中央ビル火災 46.1.2 和歌山市, 寿司由楼火災 46.1.28 修善寺町 のだや去留庵火災
昭47.1.21 消防法施行令改正 4条の3, 12条, 21条第1項, 24条第1項, 第2項 28条の2	昭44.2.5 郡山市, 磐光ホテル火災 44.3.29 新宿区, トルコその火災 45.12.26 水戸市, 中央ビル火災 46.1.2 和歌山市, 寿司由楼火災
昭47.12.1 消防法施行令改正 3条, 4条 12条第1項, 34条 48.8.23 建築基準法施行令改正 112条第14項, 第16項, 123条第1項, 第3項, 129条	昭47.5.13 大阪市, 千日デパート火災

公布日・改正された法令・改正条項	発火年月日・契機となった火災
昭49.6.1 消防法改正 8条第4項, <防火管理に係る措置命令権の付与> 17条の2第2項, 17条の3第2項, 17条の3の3 <特定防火対象物における消防用設備等の選及適用の実施> <地下街における消防用設備等の設置規制強化> <消防用設備等の点検報告の実施>	昭47.5.13 大阪市, 千日デパート火災 48.3.8 北九州市, 済生会八幡病院火災 48.11.29 熊本市, 大洋デパート火災
昭49.7.1 消防法施行令改正 11条第1項, 12条第1項, 34条の2, 35条, 36条	昭48.3.8 北九州市, 済生会八幡病院火災 48.11.29 熊本市, 大洋デパート火災
昭50.12.17 石油コンビナート等災害防止法制定	昭45.2.26 昭和石油(株) 川崎製油所火災 48.7.7 出光石油(株) 徳山工場火災 48.9.16 大阪石油(株) 泉北工業所火災 48.10.8 チッソ石油化学(株) 五井工場火災 48.10.18 住友化学(株) 大江製造所火災 49.12.18 三菱石油(株)水島製油所 重油流出事故
昭53.11.1 消防法施行令改正 4条の3第3項, 第4項, 21条第1項, 25条	昭51.12.4 墨田区, 国松ビル (サロン歌麿)火災、 51.12.26 沼津市, 三沢ビル (らくらく酒場)火災 53.3.10 新潟市, 今町会館 (スナック、エル・アドロ) 火災
昭54.9.26 消防法施行令改正 旧別表第3 現 危険物の規制に関する政令別表第4	昭54.5.21 大阪市, 住吉ゴム(株)火災

公布日・改正された法令・改正条項	発災年月日・契機となった火災
昭55.7.14 建築基準法施行令改正 81条～99条, 112 条第16項, 129条の2の2第1項	昭48.3.8 北九州市, 済生会八幡病院火災 48.11.29 熊本市, 大洋デパート火災 50.11.23 八王子市, 秀和めじろ台レ ジデンス火災
昭56.1.23 消防法施行令改正 21条の2	昭55.8.16 静岡駅前地下街 ゴールデン街爆発火災
昭56.5.15 防火基準適合表示要綱制定 (消防庁次長通知111号)	昭55.11.20 栃木県, 川治プリンスホテル 雅苑火災
昭61.4.15 消防組織法・消防法改正 11条の5	昭60.5.6 目黒区, 柿の木坂タンクロー リー火災
昭62.10.2 消防法施行令改正 12条第1項	昭62.6.6 東村山市, 老人ホーム昭青 会松寿園火災
平2.6.19 消防法施行令改正 12条第1項	平2.3.18 兵庫県, 長崎屋尼崎店火災

公布日・改正された法令・主な改正事項	発災年月日・契機となった火災
平14.4.26 消防法改正 1 立入検査の時間制限、事前通告の廃止 2 措置命令等の発動要件の明確化 3 防火対象物の定期点検報告制度の導入 4 避難上必要な施設等の管理の義務付け 5 罰金額の引き上げ等	平13.9.1 東京都 新宿歌舞伎町ビル火災

防火対象物における火災の予防

※消防庁「防災・危機管理 e-カレッジ」(<http://www.e-college.fdma.go.jp/>) から引用

1 火災予防に関する全体的な枠組み

(1) 基本的な考え方

消防法は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減することにより、社会公共の安全確保等に資することを目的としています（法第1条）。

このような観点から、防火対象物における火災の予防について、国民に対し必要最小限の義務・制限が課されているとともに、その実効性確保に必要な行政の関与・権限が規定されています。

ア 消防法令の適用範囲

(ア) 防火対象物

消防法令においては、火災予防の主たる対象を示す用語として、「防火対象物」が用いられています。

① 防火対象物の範囲・区分

- 法第2条第2項において、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されています。
- 消防法施行令別表第1においては、防火対象物の全般的な危険性を基準上考慮するため、用途による区分が設けられています。この用途区分の中では、戸建住宅を除き*、様々な用途の建築物、工作物等がほぼ網羅的に包含されています。

* 戸建住宅については、個人の責任において火災予防が図られるべきとの趣旨から、消防法施行令別表第1に計上されておらず、基本的に消防法令の適用対象外との位置づけとなっておりましたが、住宅火災による死者低減の観点から、新たに法第9条の2の規定が整備され、住宅用火災警報器等の設置義務化が図られております。

- このように、防火対象物、すなわち火災予防に関する消防法令の適用対象物は、概念的に広範に渡るものとなっています。

② 防火対象物の単位

防火対象物は、棟単位を原則としています。ただし、防火管理については敷地単位、消防用設備等については用途単位や区画単位での取扱いとなる場合があります。

(イ) 火災予防に係る安全対策

火災予防に係る安全対策について、包含される範囲を直接定義した条文はありませんが、関連規定の全体的な内容等から、消防法における主眼は、出火防止～発災時の初期対応にあるということが出来ます。防火対象物における被害軽減の

観点から、これらの対策は最も重要かつ効果的なものということができます。

① 全般的な構成

平常時から火災時まで、事象の進展に応じて必要となる一連の対策が、複層的に定められています。また、安全対策の内容は人的措置と物的措置に大別することができ、ハード・ソフトの両面から有機的に安全確保を図るものとなっています。

○ 人的措置については、「防火管理」を軸として、安全対策に係る全体計画の策定、これに基づく組織・人員の確保、火気管理、緊急時の対処、教育訓練やメンテナンスを通じた日頃の備えなど、防火対象物において講ずべき措置全般が包含されるものとなっています。

○ 物的措置については、出火源となるおそれのある設備・器具、急激な延焼の媒体となるおそれのある内装品等、火災危険性の大きい物質に係る貯蔵・取扱いを行う場所の位置・構造・設備、消防用設備等について基準が設けられています。

② 個々の防火対象物への適用要件

防火対象物において法的に必要となる安全対策は、当該防火対象物の火災危険性に応じたものとなるよう、それぞれ適用要件が定められています。

○ 防火対象物の全般的な火災危険性に対応するため、消防法施行令別表第1に掲げる用途区分に、規模、構造、収容人員等を加味した適用要件が、個々の安全対策ごとに設けられています（例 飲食店で延べ面積が150㎡以上→消火器が必要 etc.）。

○ このほか、出火源となるおそれのある設備・器具（厨房設備、ボイラーetc.）、火災危険性の大きい物質（危険物・指定可燃物）については、当該危険性に着目した安全対策及び適用要件が別途定められています。

イ 火災予防の実施主体

火災予防の実施主体としては、社会公共への責任、火災予防業務の実効性確保等の観点から、防火対象物の関係者等が一義的に位置づけられています。

○ 消防法令上の責任は、所有者、管理者、占有者など防火対象物について相当の権限を有する者が最終的に負うこととされています。

○ 実際の火災予防業務は、法的責任を有する権限者を中心として、従業者等により行われることを基本としています。

ウ 消防機関の役割

消防機関では、防火対象物における基準適合性について確認を行い、必要な是正措置を講ずることとされています。

○ これらの行政関与・権限は、市町村の消防責任（消防組織法第6条）等の観点から、市町村長、消防長・消防署長、消防職員等に付与されています。また、市町村長等の権限事項についても、火災安全の専門家である消防機関において事務を執行していることが一般的です。

○ 防火対象物における基準適合性を効果的に確保するため、設計・計画段階において、届出や申請に係る審査・検査等の事前チェックを行うとともに、利用段階

において、立入検査・違反是正等のフォローアップを行うこととされています。

○ 防火対象物の関係者等と比較して、消防機関の役割は二義的なものと考えられますが、予見された危険性を看過した場合などには不作為を問われることもあり、法令上与えられた権限を的確に執行することが必要です。

○ なお、火災予防に係る消防責任を果たすため、消防機関において必要となる予防要員の数、予防技術資格者の配置等について、「消防力の整備指針」により指標が設けられています。

(2) 火災予防に関する消防法令の体系

防火対象物の火災予防に係る規定は、関係者等の権利・義務に直接影響を及ぼすものであることから、消防法において基本的事項を定め、技術基準や行政手続に係る細目等について政省令・市町村条例に委任する体系となっています。

なお、市町村条例については、一定の統一性の確保、市町村に対する技術支援等の観点から、総務省消防庁により「火災予防条例（例）」が示されています。

(3) 火災予防に係る関係法令との補完性

防火対象物における火災予防は、消防法のほか関係法令との組合せにより、有機的に安全性が確保される仕組みとなっています。

○ 建築基準法（単体規定）において、建築物の構造・設備・材料の面から、出火防止、火煙の拡大防止、火災時の構造強度確保、主たる動線確保（避難、消防活動）等が図られています。

概括的には、建築基準法により建築物全般に係る物的措置がカバーされ、消防法により人的措置及び消防特有の設備等に係る物的措置がカバーされているということができます。

○ 都市計画法及び建築基準法（集団規定）において、用途地域の指定が行われるとともに、これに応じたレイアウト、建築構造・材料、事業内容の制限等が規定されており、広域的な観点からの延焼防止等が図られています。

○ 産業保安に係る関係法令において、高压ガス、火薬類、危険作業、石油コンビナート等に係る安全確保がそれぞれ図られています。

○ 防火対象物の安全対策により対処しきれない事象については、消防機関による消防活動等により最終的な安全確保が図られる必要があります。このことにかんがみ、消防法等においても、防火対象物における消防活動を前提とした基準が定められています（消防隊到着時点における火災規模の制御、消防活動に係る水利・動線確保、消防隊の火煙からの保護など）。

2 個別の安全対策の概要

(1) 防火管理

火災予防について、防火対象物における全体マネジメントを確保するものです。

ア 防火管理業務の実施（法第8条）

多数の利用者が存する防火対象物の管理権原者は、「防火管理者」を選任し、「消防計画」を作成させるとともに、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされています。

- 防火管理の適用対象：不特定多数の者や災害時用援護者の利用を主眼とする用途にあっては収容人員 30 人以上、それ以外の用途にあっては 50 人以上

なお、一の防火対象物において管理系統が二以上に分かれている場合は、それぞれの系統ごとに防火管理者を選任することが必要（管理権原者が協議し、同一人を選任することは可）

- 管理権原者：防火対象物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。

所有者、借受人等のほか、法律上の契約により管理行為を委任された者が該当

- 防火管理者：防火管理上必要な業務を適切に遂行するため、「防火管理講習」を修了するなど必要な知識・技能を有する者で、当該防火対象物における管理的・監督的地位にあるものの中から選任することが必要

イ 共同防火管理（法第 8 条の 2）

管理権限が分かれている高層建築物、地下街等の管理権原者は、消防計画の作成その他の防火管理上必要な事項について、相互に協議して定めておかなければならないこととされています。

ウ 防火対象物点検（法第 8 条の 2 の 2・法第 8 条の 2 の 3）

多人数を収容し、用途・構造等から人命危険性の特に大きい防火対象物の管理権原者は、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理業務、消防用設備等の設置・維持その他の火災予防上必要な事項について点検を行わせなければならないこととされています。

- 管理を開始してから 3 年以上継続して火災予防に係る基準を遵守している防火対象物については、「防火対象物点検」の適用除外に関する特例認定を受けることができます。

- 利用者への安全情報の提供、防火対象物における火災予防の履行促進等の観点から、防火対象物点検又は特例認定において基準適合性が確認された防火対象物には、「防火基準点検済証」又は「防火優良認定証」を表示することができます。

(2) 火気使用設備・器具等（法第 9 条）

出火源となるおそれのある設備・器具（厨房設備、ストーブなど）について、出火防止の観点から、位置、構造、管理等に関する基準が設けられています。

(3) 防災対象物品の防災性能（法第 8 条の 3）

高層建築物、地下街、不特定多数の者や災害時要援護者の利用を主眼とする施設においては、急激な延焼の媒体となるおそれのあるカーテン、じゅうたん等の「防災対象物品」は、着火・延焼防止の観点から、「防災性能」を有するものでなければならないこととされています。

なお、内装品等のうち壁・天井の壁紙等については、建築基準法による内装制限の対象となっており、両法で補完的に措置が講じられる仕組みとなっています。

(4) 火の使用・危険物品の持込に関する制限（条例(例)第 23 条）

人命危険性の大きい不特定多数の者の利用施設、かけがえのない国民的財産である

重要文化財等においては、出火及び急激な延焼を防止する観点から、喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込みが制限されています。

(5) 避難管理（法第8条の2の4、条例(例)第5章）

避難経路の不適切な管理により、人的被害の拡大を招く事例が多いことにかんがみ、避難安全及び延焼防止の実効性を確保するため、避難経路の適正な管理について特に規定が設けられています。

- 防火対象物の管理権原者は、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の機能を確保するため、避難や戸の閉鎖の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならないこととされています。
- 劇場、百貨店など不特定多数の者が密集している施設においては、避難通路の幅の確保、周囲の収容物の配置等が規定されています。

(6) 消防用設備等（法第4章）

防火対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、その用途、規模、構造、収容人員等に応じ、火災時の応急措置に必要な「消防用設備等」を設置・維持しなければならないこととされています。

ア 消防用設備等の基本性能は、初期拡大抑制、避難安全支援、消防活動支援です。

- 消火設備：火災の初期段階における消火を主眼。消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備など。
- 警報設備：火災の発生を報知。在館者を対象とする自動火災報知設備、非常警報設備等のほか、消防機関へ通報する火災報知設備など。
- 避難設備
 - ・ 非常脱出経路の確保（建築構造的に確保されている主たる避難経路が寸断、避難遅れが懸念される場合等）：避難器具
 - ・ 避難経路の表示：誘導灯、誘導標識
- 消防用水：大規模な防火対象物に係る消防水利を確保。防火水槽、貯水池など。
- 消火活動上必要な施設：公設消防の消防活動支援。連結送水管、排煙設備など。

（リンク：消防用設備等の種類）

イ これら基本性能を確保するため、消防用設備等の種類ごとに設置・維持に関する技術基準が定められているほか、特に重要な事項について資格者（消防設備士、消防設備点検資格者等）による施工・メンテナンス、構成機器等に係る検定などが規定されています。

(7) 危険物・指定可燃物に係る保安対策（法第3章、法第9条の4）（略）

3 消防機関における業務の概要

(1) 設計・計画段階における事前チェック

ア 消防同意（法第7条）

建築物について、関係法令に基づく許認可・確認（例 特定行政庁等による建築

確認など）が行われる際、消防長又は消防署長の同意が必要とされています。

- 火災予防・消火活動の両面において火災安全の専門家である消防機関が、設計・計画段階において、消防法令のほか防火に関する基準適合性を全般的にチェックすることにより、建築物の安全性を実効的に確保するものです。
- 制度的に消防機関への同意という形がとられているのは、建築行政と連携して建築物の防火を期するとともに、行政手続の簡素・効率的な運用を図ることを趣旨としています。

イ 防火対象物に係る届出・検査

- 防火管理者の選任、消防計画の作成、火気使用設備等の設置・変更、消防用設備等の設置・変更、少量危険物・指定可燃物施設の設置・変更、防火対象物の使用開始等の際、消防長又は消防署長への届出が必要とされています。
- 消防用設備等については、設置後に検査を行うこととされています。また、他の事項についても、市町村の火災予防条例により検査の対象とされている場合があります。

ウ 危険物施設に係る許認可・検査等

- 危険物施設については、公共危険性の大きさにかんがみ、位置・構造・設備の設置・変更について、市町村長等による許可、完成検査等が必要とされています。また、予防規程について、市町村長等による認可が必要とされています。
- このほか、危険物保安監督者の選任、危険物保安統括管理者の選任等の際、市町村長等への届出が必要とされています。

(2) 利用段階におけるフォローアップ

ア 点検報告

防火対象物点検制度、消防用設備等点検制度により、火災予防上の重要事項については、関係者等において定期的に点検を行い、消防長又は消防署長へ報告することとされています。

イ 立入検査

火災予防上必要な場合には、防火対象物（危険物施設）において、消防職員による立入検査等を行うことができるとされています。

ウ 命令

消防法令に係る違反の是正や、具体的な火災危険の排除のため、防火対象物の関係者等に対し、基準遵守命令、火災予防に係る責任者の選解任命令、施設の使用停止命令等を行うことができるとされています。

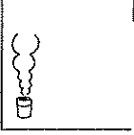
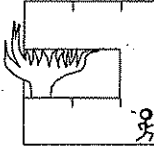
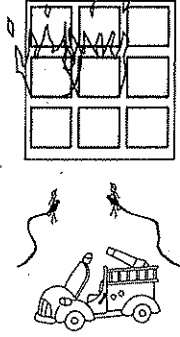
エ 罰則

基準不適合や命令不履行等について、防火対象物の関係者等に対する懲役、罰金等の罰則が設けられています。

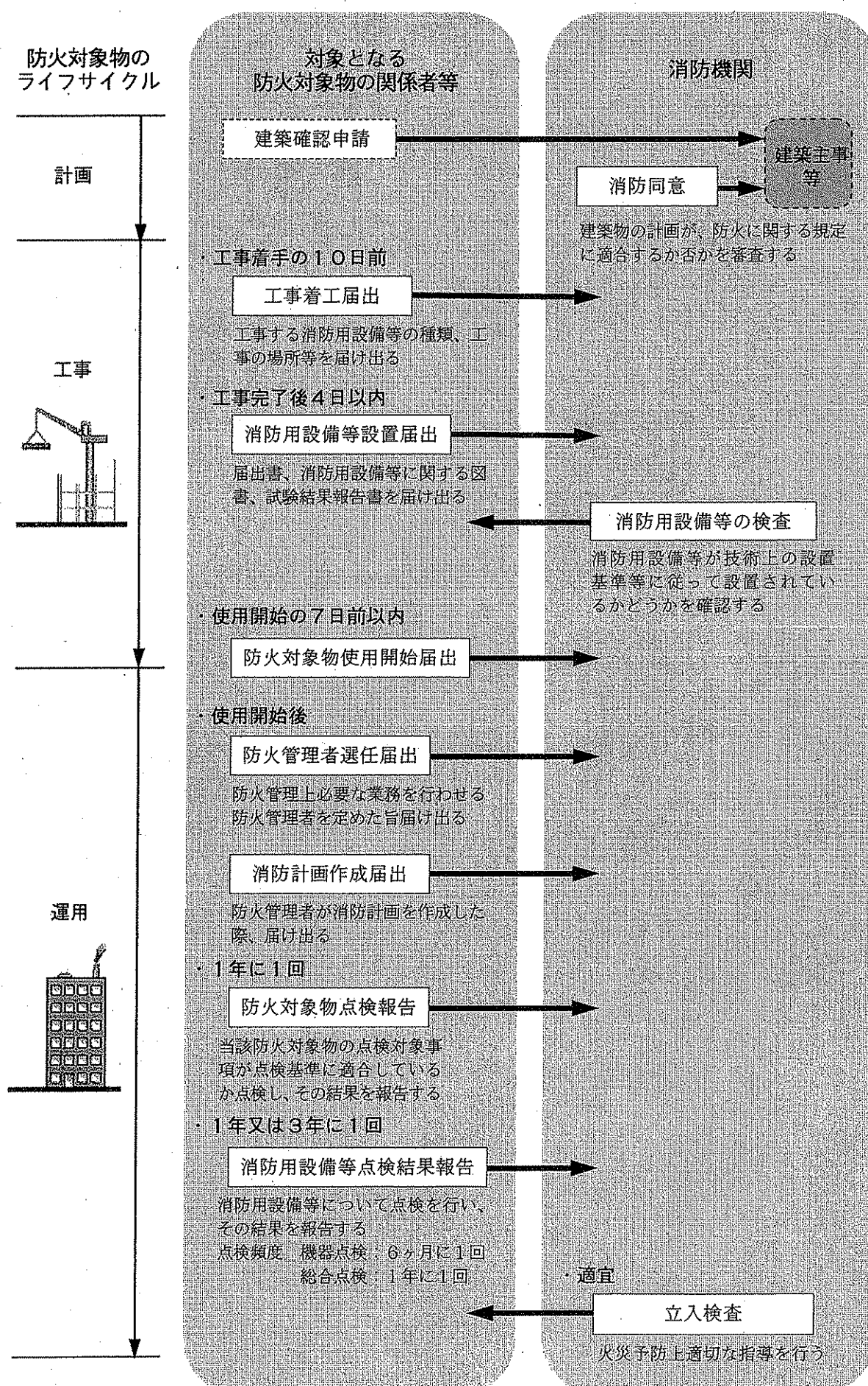
耐火建物における火災進展フェーズと建築防火安全対策

総合防火安全対策手法の開発調査検討

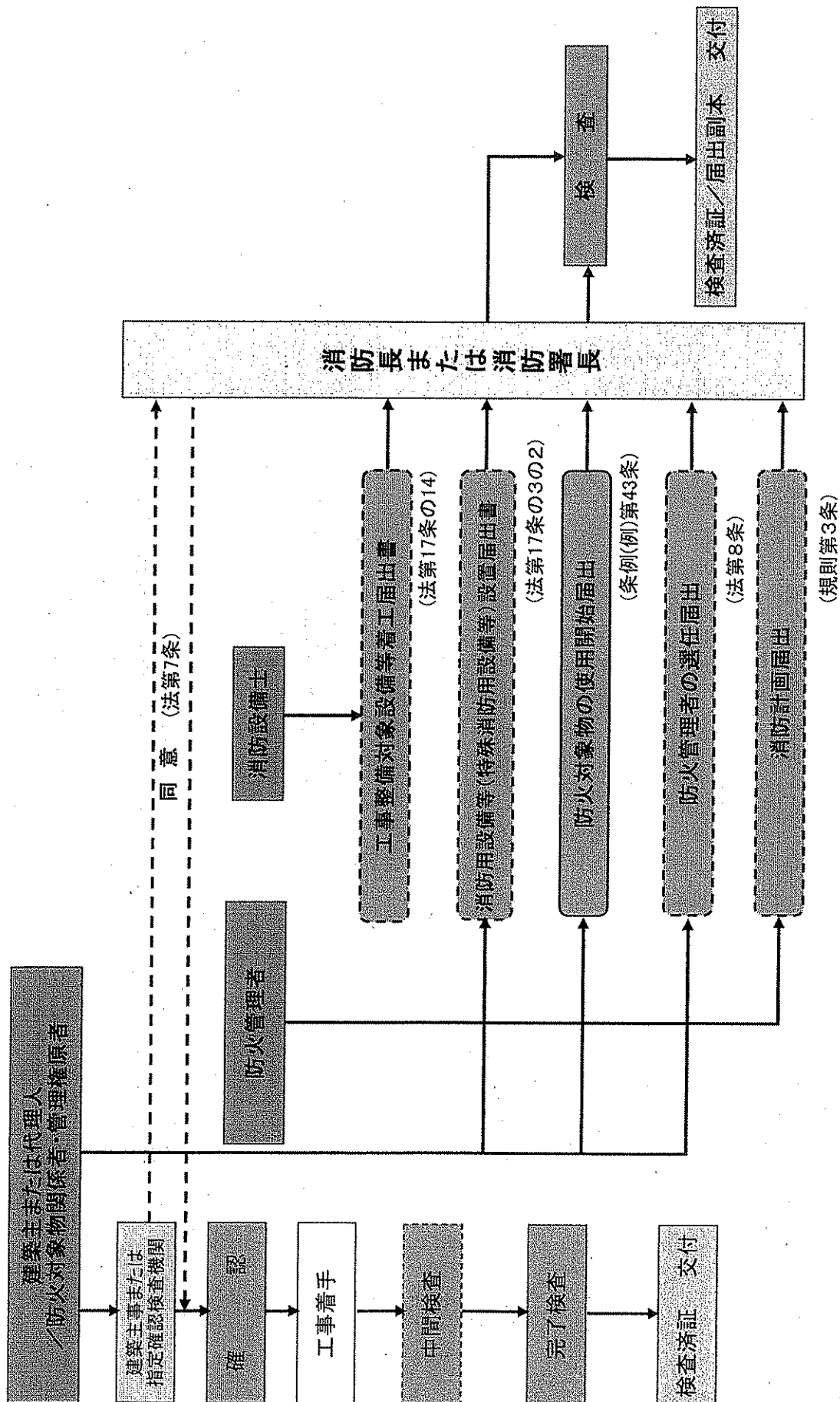
(消防総合プロジェクト) 委員会 報告書

火災進展フェーズ	防火安全対策の目的	防火安全対策			
		消防法関係	出火拡大防止	避難安全	耐火 消防支援
0. 日常管理(予防)	火災発生を防止する	消防機関による予防活動 消防用設備等の設置・維持に関する建物所有者の義務 防火管理者の選任 防火規制 火気使用室の規制 危険物の貯蔵・取扱に関する規制	維持保全義務 設備の不燃性要求 (冷却塔、給排水管、煙突) 火気使用室の内装制限		危険物施設の構造規制
1. 極初期 	出火危険の高い異常現象を発見し、原因を排除する 火災の成長停止 拡大の可能性のある初期段階の火源を発見し、初期消火す	ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 緊急しゃ断装置 防火規制 自動火災報知設備 消火器、消火器具	内装制限		
2. 出火室における延焼拡大 	在館者が建物内の安全な場所まで避難できる 初期成長中火災の自主消火(F.O.以前)	自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯・誘導標識 スプリンクラー設備 屋内消火栓設備 その他の消火設備	居室の内装制限 居室の不燃材による区画	重複歩行距離の制限 階段までの距離の最大値 非常用照明設備 内開き扉の禁止 階段の最小幅 防煙区画および排煙設備	
3. 出火室における火盛り期 	在館者が建物外の安全な場所まで避難できる	非常警報器具・設備 非常用放送設備 誘導灯・誘導標識	階段までの距離の最大値 重複歩行距離の制限 非常用照明設備 内開き扉の禁止 階段の最小幅 防災上主要な間仕切り 縦穴区画の構造(遮煙性) 廊下階段の内装制限 避難階段の構造 付室の構造 開口部の随時閉鎖機構 防煙区画および排煙設備		
4. 防火区画内の延焼拡大 	在館者が建物外の安全な場所まで避難できる 防火区画外に延焼拡大しない 消防活動が円滑に遂行できる	避難器具 令8区画、別棟区画 操作盤 消防活動上必要な施設 - 消防用水 - 排煙設備 - 連結散水設備 - 連結送水管 - 非常コンセント設備 - 無線通信補助設備 - 非常電源設備(電線保護含む)	敷地内通路幅 二以上の直通階段 一時避難場所 耐火構造(荷重支持部材) 耐火構造(区画部材) 開口部の随時閉鎖機構 防火区画貫通部の延焼防止策 面積区画 縦穴区画 スパンドレル	接道義務 消防車の寄り付き 特別避難階段の付室 非常用エレベータの付室 非常用エレベータ 非常用進入口	

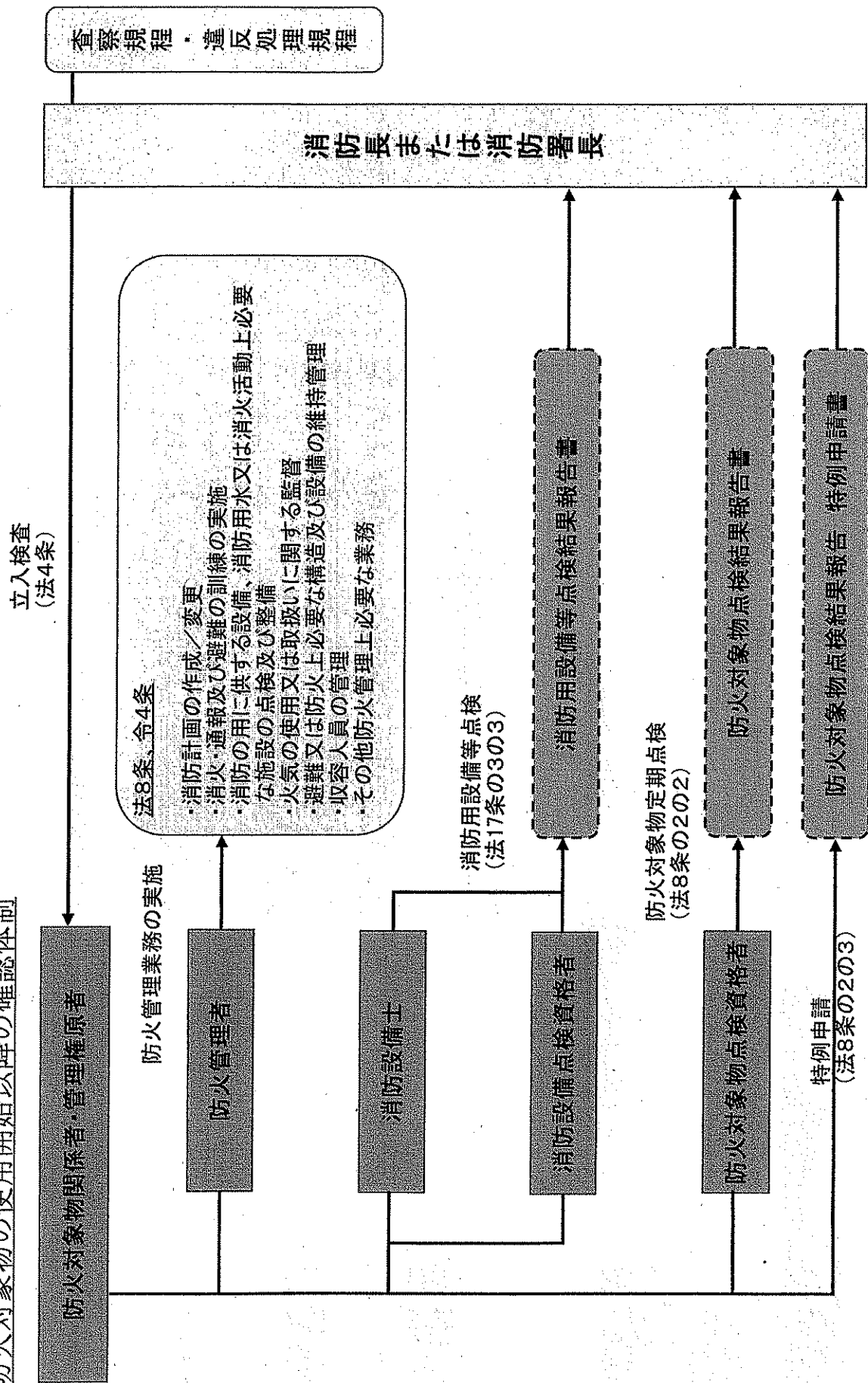
○消防法に基づく確認体制



防火対象物の使用開始までの確認体制



防火対象物の使用開始以降の確認体制



消防法令に係る命令等の体系（直罰以外）

違反事項	命令規定	罰則	両罰	代執行
屋外における火災予防に危険な行為等(第3条①)	屋外の火災予防措置命令(第3条①)	第44条	第45条Ⅲ	第3条④
[立入検査により火災予防上必要な場合]	資料提出、報告徴収命令(第4条①)	第44条		
防火対象物における火災予防に危険な行為等(第5条①)	防火対象物への措置命令[改修・移転・除去等](第5条①)	第39条の3の2	第45条Ⅰ	第5条②
	防火対象物への措置命令[使用禁止・停止・制限等](第5条の2①)	第39条の2の2	第45条Ⅰ	
防火対象物における火災予防に危険な行為等(第5条①)	防火対象物への措置命令[改修・移転・除去等](第5条の3①)	第41条	第45条Ⅲ	第5条の3⑤
	防火対象物への措置命令[使用禁止・停止・制限等](第5条の2①)	第39条の2の2	第45条Ⅰ	
防火管理者の未選任(第8条①)	選任命令(第8条③)	第42条	第45条Ⅲ	
	防火対象物への措置命令[使用禁止・停止・制限等](第5条の2①)	第39条の2の2	第45条Ⅰ	
防火管理業務の不適切な業務(第8条①)	防火管理業務適正執行命令(第8条④)	第41条	第45条Ⅲ	
	防火対象物への措置命令[使用禁止・停止・制限等](第5条の2①)	第39条の2の2	第45条	
共同防火管理協議事項未定(第8条の2)	決定命令(第8条の2③)			
点検報告未実施の防火対象物への表示(第8条の2の2④)	点検表示除去命令(第8条の2の2④)	第44条		
特例認定を受けていない防火対象物への表示(第8条の2の3⑧)	特例認定表示除去命令(第8条の2の3⑧)	第44条		
防火性能品の未使用(第8条の3①)	措置命令(第5条①)	第39条の3の2	第45条Ⅰ	
消防用設備等の未設置(第17条①)	設置命令(第17条の4①又は②)	第41条	第45条Ⅱ	
消防用設備等の不適切な維持業務(第17条①)	措置命令(第17条の4①又は②)	第44条	第45条Ⅲ	

消防法令に係る命令等の体系（直罰）

違反事項	命令規定	罰則	両罰	代執行
防火管理者の選解任未届 (第8条②)		第44条		
立入検査の拒否等 (第4条)		第44条		
防火対象物点検報告の未報告 (第8条の2の2①)		第44条	第45条Ⅲ	
点検虚偽表示 (第8条の2の2③)		第44条	第45条Ⅲ	
特例認定虚偽表示 (第8条の2の3⑧)		第44条	第45条Ⅲ	
防火対象物品の虚偽表示 (第8条の3③)		第44条		
消防用設備等の検査の拒否等 (第17条の3の2)		第44条		
圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱の未届 (第9条の3①)		第44条		
工事整備対象設備等の着工届の未届 (第17条の14)		第44条		
消防用設備等の設置届の未届 (第17条の3の2)		第44条		
消防用設備等点検報告の未報告 (第17条の3の3)		第44条	第45条Ⅲ	
特例認定管理権原者変更届の未届 (第8条の2の3⑤)		第46条の5		
特殊消防用設備等変更の未届 (第17条の2の3④)		第46条の5		

○罰則規定について

第39条の2の2 …… 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	第45条Ⅰ …… 両罰 1億円以下の罰金
第39条の3の2 …… 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金	第45条Ⅱ …… 両罰 3千万円以下の罰金
第41条 …… 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第45条Ⅲ …… 両罰 各本条の罰金
第42条 …… 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
第44条 …… 50万円以下の罰金又は拘留	
第46条の5 …… 5万円以下の過料	